

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

○生活保護法による医療機関の指定

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく

指定障害福祉サービス事業者の指定

○道路の供用開始

公 告

○令和元年度自衛官候補生の募集

公安委員会

○技能検定員及び教習指導員資格審査の実施について

収用委員会

○県道石巻鮎川線給分浜1号事件裁決手続開始決定

告 示

○宮城県告示第九百五十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療機関として次のとおり指定した。

令和元年十二月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称

所 在 地

指 定 年 月 日

ページ

わたなべ産婦人科 内科・小児科

大崎市松山千石字松山四百四十

平成二十七年九月十六日

○宮城県告示第九百五十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

令和元年十二月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
○四一三二〇二五四	ほっとハート柴田柴田郡柴田町槻木白幡二丁目四一	1. 就業移行支援・就労継続支援B型	ほっとファーマ株式会社	令和元年十二月一日

○宮城県告示第九百五十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和元年十二月六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所栗原地域事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十二月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	若柳築館線	栗原市若柳字川南川原前二九番一地从先から同市若柳字川南川原前一〇番一地从先まで	令和元年十二月六日

公 告

○自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第百十四条、第百十七条第一項及び第百十八条の規定により、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生として採用する隊員の募集期間、試験期日、試験場の位置及び名称その他必要な事項を次のとおり定める。

令和元年十二月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 募集種目
自衛官候補生
- 二 募集期間
(一) 令和元年十二月十三日(金)まで
(二) 令和二年一月二十四日(金)まで
- 三 試験期日
(一) 令和元年十二月二十一日(土)
(二) 令和二年二月一日(土)又は同月二日(日)
- 四 試験種目
筆記試験(国語、数学、社会及び作文)、口述試験、適性検査及び身体検査
- 五 試験場の位置及び名称
受験案内により通知する。

公安委員会

○宮城県公安委員会告示第139号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第99条の2第4項第1号イ及び第99条の3第4項第1号イの規定により、技能検定員資格審査及び教習指導員資格審査を次のとおり実施する。

令和元年12月6日

宮城県公安委員長 庭野 賀津子

1 資格審査の種類、期日及び場所

資格審査の種類	資格審査の期日	資格審査の場所
新たに技能検定員の資格又は教習指導員の資格を取得しようとする者(大型自動車、準中型自動車、普通自動車、普通自動二輪車を除く)	令和2年1月15日から	仙台市泉区市名坂字高倉65番地
現に技能検定員、教習指導員である者が他の運転免許に係る技能検定員の資格又は教習指導員の資格を追加して取得しようとする者(大型自動車、準中型自動車、普通自動車、普通自動二輪車を除く)	令和2年1月31日まで	宮城県運転免許センター

り資格審査の一部科目が免除となる者

自動車安全運転センター中央研修所を修了したこと等により資格審査の全科目が免除となる者

2 資格審査申請手続

(1) 受付期間

令和元年12月6日(金)から令和元年12月18日(水)までの午前8時30分から午後5時15分まで(土曜、日曜及び祝日を除く。)

(2) 受付場所

仙台市泉区市名坂字高倉65番地
宮城県運転免許センター内 宮城県警察本部交通部運転免許課

(3) 資格審査申請用紙の配布

ア 配布期間

令和元年12月6日(金)以降(土曜、日曜及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

イ 配布場所

宮城県運転免許センター(宮城県警察本部交通部運転免許課)

3 その他

詳細については、宮城県警察本部交通部運転免許課に問い合わせること。

問い合わせ先の電話番号 022-373-3601

収用委員会

○宮城県収用委員会告示第23号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、次のとおり裁決手続の開始を決定した。

令和元年12月6日

宮城県収用委員会

1 起業者の名称

宮城県

2 事業の種類

県道石巻鮎川線改築工事(給分浜道路・宮城県石巻市大原浜京地内から同市給分浜羽黒下地内

3 までのうち石巻市大原浜人石山及び給分浜中沢地内)
 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
 土地の所在 宮城県石巻市大原浜人石山地内

地 番	地 目		地 積 (㎡)		収用しようとする 土地の面積 (㎡)
	公 簿	現 況	公 簿	実 測	
22番 5	山林	山林	1,166	1,168.33	415.12

4 土地所有者の氏名及び住所
 土地所有者不明
 ただし、登記名義人(亡) 武田光岳
 宮城県牡鹿郡大原村大字大原浜字大永寺2番地
 法定相続人(別紙のとおり)
 (注) 別紙については、当委員会事務局に備え置いて縦覧に供する。縦覧時間は、宮城県の執務時間を定める規則(平成元年4月1日宮城県規則第45条)に規定する県の執務時間とする。
 5 土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
 なし
 6 裁決手続の開始を決定した年月日
 令和元年11月29日